

◎上田委員長 委員会を始める前に、このたびの台風 12 号、11 号によりまして大変な御被害をこうむられた各地域の皆さんに対しまして、委員会として心からお見舞いを申し上げます。

ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。

(10 時 00 分開会)

本日の委員会は、「出先機関等の調査事項の取りまとめについて」でございます。

お諮りいたします。日程につきましては、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎上田委員長 御異議ないものと認めます。なお、取りまとめの項目につきましては、出先機関の調査をした中で、課題と思われる項目を選定いたしております。まず、取りまとめ項目につきまして、執行部から措置状況等を説明していただきまして、それに基づいて質疑を行うようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、出先機関調査の際、市町村から受けた陳情につきましては、執行部からの措置状況等の説明と質疑したことを受けまして、商工農林水産委員会から各市町村へ通知することといたします。

#### 《商工労働部》

◎上田委員長 それでは、商工労働部について行います。

#### 〈工業振興課〉

◎上田委員長 それでは、「ものづくり地産地消・外商センターの取り組み」につきまして、松岡工業振興課長の説明を求めます。

◎松岡工業振興課長 お手元の商工労働部の資料の 1 ページ目をお願いいたします。4 月の業務概要でも御説明させていただきましたが、今年度は新たなものづくりにチャレンジするには、千載一遇の年と捉えておりまして、右の強化のポイントに書いておりますが、施策と体制を抜本的に強化したところがございます。2 以降が本日御説明させていただきます、ものづくり地産地消・外商センターの強化の内容について記載をしているものでございます。まず 2、これまでの地産地消センターと外商支援部を統合しまして、新たに「ものづくり地産地消・外商センター」を 9 名増員して、この 4 月に設置したところがございます。3、ワンストップでものづくりに関する相談に対応していくこと。4、プランの策定から販売の促進まで一貫した支援を行っていくこと。さらに、5、全国レベルの専門家、専門人材を配置し、製品づくり・会社づくりをサポートするとともに、6、県外、名古屋は特に今回新規に事務所を開設いたしまして、東京も 1 名増員して、外商の部分についてもサポートを強化するものでございます。

2 ページをごらんください。平成 26 年度のものづくり地産・地消外商センターの第 1 四半期の取り組み状況について、御報告をさせていただきます。まず、1 ものづくり総合

相談窓口の設置でございます。こちら地産地消センターで、これまでもものづくりに関する相談は受けていましたが、今年度、表の中で、平成 26 年の 4 月から 6 月を見ていただきますと、これまでに 176 件の御相談を受けているところです。ちなみに、平成 25 年の 4 月から 6 月が月 41 件で、前年対比 141%の相談の増となっております。

また、これまでものづくりの機械の開発等の御相談があった場合は、主に高知県工業会と県内で機械ものづくりができないかということでございましたが、今年度からさらにそれを広げていくということで、工業会会員以外のものづくり企業の方、また農業協同組合中央会等のニーズ側の方々にも参加していただきまして、高知県ものづくり地産・地消推進会議をこの 4 月に設置しております。より多くの製造業の方、それから、ニーズ側の農協等に入っていただくことで、使う側のニーズの吸い上げ、また開発された商品の情報発信も強化していきたいと考えております。

次に、2、全国に通用するエキスパートの配置でございます。現在、7 月 15 日に経営統括、この方はオリンパスの執行役員をやられておった方でございます。また、8 月 1 日から技術統括として 1 名の方を採用しております。この方は、日立でずっと携わってこられておりまして、海外でも 2,000 人規模の工場を立ち上げた副社長もされた経験のある方でございます。こういった専門人材を配置するとともに、増員したそれぞれのコーディネーターがそれぞれの企業を一貫して、現在サポートに当たっておるところでございます。

3、県外での販路、販売拡大の強化についてです。先ほど申しましたように、名古屋が新規で開設いたしまして、東京は 1 名増の 2 名体制、大阪は従前と変わりませんが 2 名体制、合計 5 名の県外コーディネーターが販売促進ということで、主に現在は見本市の出展支援に加えまして、ことしから市町村の訪問ということで強化しているところでございます。4 月から 6 月の実績でいきますと、94 市町村の訪問をしております。これは平成 25 年度実績が 94 市町村ですので、この第 1 四半期で去年と同数の市町村の訪問を行っているところでございます。

4、企業訪問の徹底（1）であります。信頼関係等もありますので、企業の訪問をこれまで以上に強化しているところです。表の左側、平成 26 年 4 月から 6 月の実績でいきますと、956 回。月当たり 318 回の企業の訪問を行っているところです。一番右側の平成 25 年度の実績と比較いたしますと、月当たりで 188%ということになっております。こうした中で、（2）でございますが、企業のニーズに応じまして外部専門家の派遣、製品設計や契約内容への支援など 25 社延べ 35 回。また、ホームページは、県外への情報発信として非常に大切ですが、2 社 2 回ということになっております。（3）高知工科大学、県内の大学との連携もしっかりとやっていくようにしてございまして、ノズルの改良など 11 件の製品改良や製品開発、実際の評価なども含めて大学と連携した支援を行っているところでございます。

3 ページ、5 の見本市を見ていただきますと、平成 26 年度 4 月から 6 月につきましては、現在既に 6 回 36 小間の出展を行っております。

大きなものと、中部ライフガード、NEW環境展というのが5月にありましたが、中部ライフガードが去年5社に対しまして、本年度は11社、NEW環境展は去年と同じ6社が出展している状況です。こちらにつきましては、見本市出展の前の準備、それから出展時のサポート、出展後のフォローといった部分で対応させていただいております。

6、新たなサポート先の開拓ということでございます。県内製造業、工業統計でいきますと2,000社ございますが、新たに一緒にものづくりやってみようという格好のPR、情報発信も含めまして、今年度4月から6月に700社をピックアップしまして、企業訪問をしたところでございます。

今後の新たなものづくりにつながってくるのではないかというアイデアをお持ちの企業が32社ありますので、こちらにつきましてはビジネスプランの策定に向けて再度企業訪問を行い、新たなものづくりにつなげていきたいと考えております。

7、広報活動・情報発信について記載をしております。まず、センターの開設につきましては、当然、ホームページはもちろんのこと、関係団体の総会等、こちら43団体に直接行きまして、外商センターについて御説明をさせていただいております。このほか、センターの会報やさんSUN高知などでもPRしております。それから、(3)を見ていただきたいのですが、県内企業への直接PRということで、企業訪問のときには当然ですが、県内の製造業すべて2,000社に対してパンフレット等の情報提供を行ったところでございます。

8、支援機関との連携ということで、当然、金融機関との連携も非常に重要になってくることから、四国銀行、高知銀行と意見交換等も含めまして情報交換を行っているところでございます。

以上が、この4月から6月の取り組みの主なものでございますが、4ページをごらんください。よろず支援拠点と地産地消・外商センターの役割分担ということで、少し整理をさせていただいております。まず、よろず支援拠点について御説明させていただきます。設置の目的が、中小企業・小規模事業者のさまざまな課題、悩み事を広く受け、他の支援機関と連携もしながら解決に向けてサポートしていくということでございますが、政府の成長戦略の中で、従来対応し切れなかった中小企業、特に小規模事業者が抱える課題に対応するために、本年度国が新規事業として全国に配備したものでございます。体制は4人体制でやっております。役割といたしましては、先ほど言いましたように、あらゆる産業の中小企業者の相談に対応する総合相談窓口ということになっております。主には3つのポイントがあります。1つは総合的な経営やアドバイスをしていく。それから、②としてチーム編成、これはいろんな関係団体とその企業に応じたチーム編成で支援をしてい

く。また、的確な支援機関を紹介していくという3つの役割がございますが、一番下の相談内容を見ていただきますとイメージがわかると思いますが、資金繰りや販路開拓、経営改善などの部分について、広く小売業者から卸売業、一般的な中小企業者全般にわたっての相談窓口という位置づけになってございます。

一方で、その下の地産地消・外商センターでございます。こちらは先ほども言いましたように、35名体制でやっております。目的は、本県経済の活性化のために、ものづくりの流れを「より大きく・より早く・より確実」にするため、製造業などの「ものづくり企業」に対する支援を行うものでございます。一言で言いますと、役割の部分で見ていただきますと、ものづくり分野に特化した支援機関という位置づけになろうと思います。支援対象としましては、機械設備の製造や製品加工業などの「ものづくり」産業。相談内容につきましては、ものづくりに特化したビジネスプランの策定から売れる商品開発、販路拡大等ということになっています。少し御紹介しますと、ものづくりの場合は、商品企画とか設計、それから取扱説明書、生産体制、管理体制、それから市場テスト、顧客情報の収集、販売体制、契約、クレーム対応と、非常に専門的な知識が必要になりますことから、一貫して対応できるような体制を、今回しいたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎依光委員 よろず支援拠点の関係です。非常に整理されてわかりやすくなった分、サービスを受ける側も非常によくなってくると思います。よろず支援拠点に関しては、高知県がやっていた取り組みを、国がまねしたんじゃないかなんてひそかに思ってるんですが、全国にできたということで全国各地でいい事例、うまくいかなかった事例が出てくると思います。その中で高知県の場合は、地産外商センターとの連携もありますし、これまでの積み重ねもあると思うので、県外と比べる、そういうところも意識してもらいたいのと、評価の方法をどうしていくか。せっきやく国の予算が来てますので、それなりに成果も上げていただきたいと思うんですが、実績をどこではかるのかというところがありまして、売り上げを実際に幾ら伸ばしたというところを評価にするのか、訪問件数とカリピーターとか、そこら辺はどうお考えか1点、お願いします。

◎松岡工業振興課長 評価の方法についても研究して、しっかり把握していかないといかんと考えているんですけど。国も今回はつくっただけではだめと、大臣の肝入りで、毎年評価して、だめだったら人かえますよみたいな話もありますので、少し、そこは国の評価の方法も見ながら、せっきやくつくったものですから、しっかりとそこら辺は連携して、県民、企業のためになっていくことが主になりますので、国の評価もあわせて独自にこうするべきじゃないかとかいう話をしていきたい、と考えています。

◎依光委員 最後に要望です。売り上げをどれだけ上げたかというよりは、リピーターや

訪問とかの件数のほうが重要かなと思ってまして、意味がなかったら1回でやめる、ただ、本当に意味があったら何回も通っていくということなので、売り上げとかにとらわれずにどれだけ人が集まってきたかでもいいかな、と思いますし、またそういうところも検討していただきたいと思います。

◎松岡工業振興課長 おっしゃる趣旨は本当にそう思います。やっぱり、よかったなと思っていただけることが大切というお話だったと思いますので、そういった視点はしっかり持っていききたいと思います。

◎樋口委員 このような政策はなくても、今までも企業の経営者の努力によってそれなりの相談アドバイスを受けてきたんですね。一体どこが、今までとははっきり違うんですか。

◎松岡工業振興課長 大きなポイントは2つあるかと思っています。今までにもやってきましたけども、やはりものづくりになると最初のビジネスプランをしっかりとつくっていく。最終的に売れる商品をつくっていくかないかんわけですけど、ビジネスプランをしっかりとつくられてない県内中小企業、特に下請でずっとやられてこられた企業も結構県内に多いので、そういったところは新たなものづくりに行こうとするときには、ものづくりの全般に詳しい人のお話やアドバイスが重要になってこようかと思っています。今まで産業振興センターにそういうコーディネーターはいましたけど、全般になるとやはり、より高度な全般的なものづくり、全国的な販売とか商品づくりに携わってこられたアドバイスというのは、非常に重要になってくるというのが1点あります。

それと、今までそれぞれの相談で担当者が行っていたんですが、今年度からは企業に対して担当者を張りつけて、「何かあったら私に聞いてください」という、企業からすると相談しやすい体制に持っていったというところで、例えば、今度こんなものをつくりたいんだけどどうしたらえいろうと言うと、その方が中心になって必要に応じて専門的な方を連れていくし、もし、その方ではまだ不十分ということになれば、県外から専門家を呼んで派遣していくとか。それから、例えば、設備投資を今後したいんだけど、何か有利な制度はないかというお問い合わせがあれば、御社だったらこういった制度がいいんじゃないですか、みたいなプレゼンテーションをしていく。今までもそれはやっていたんですが、より円滑にいくような仕組みということで、今回体制の強化等をさせていただいたところです。

◎金子委員 今、説明の中で、使う側のニーズの把握、これは一番大切だと思いますけれども、農業振興分野に係る部分ですけれども、知事が非常に力を入れております、津波のときの農業ハウスの燃油タンク、これを改良して地産外商として全国に売り出すと、非常に強い意思でやっておりますけれども、いかんせん値段が高くて、ちょっと数字を忘れておりますけど、四千数百基の燃油タンクが県内にあると。それを防災用のタンクに変えることによって、自分たちの田畑も汚れが少なくなる、復興も早くできるよと、そういうことで売り出したんですけれども、恐らく県内でほとんど使用されていないんじゃないかと思

います。農家の方に聞きますと、補助金はいただいても値段が非常に高いと。平均的に3基、4基タンクを持ってそれをすべて入れかえると100万円近く自己負担が要ると。この厳しい中でとてもやない、というのが実感なんですよ。もっと安くなる方法をぜひ改良していただかないと、今のままでは全く利用の拡大ができない。その辺もう1回今の商品を見直して、本当に消費者のニーズに合ったものをつくり上げていかないかん。これは一つの事例ですけれども、そういうフィードバックして改良していくことも非常に必要だと思いますけれども、特に農業タンクについては見通しがどうなのか、このまま今の製品で販売、利用促進を進めていかれるのか。その辺、農業振興部との関連もあろうかと思いますが、ものづくりという視点からの課長のお考えを聞かせていただきたいです。

◎松岡工業振興課長 価格も使い勝手も含めまして、今まさに委員が言われたように、使う側のニーズに合うかどうかフィードバックしながら商品を改良していくというのは当然取り組んでいかななくてはいけない方向で、これは重油タンクだけではなく、ほかの商品についても、まさにそのとおりだと思います。重油タンクにつきましては、これまでの委員会の中でも価格の御指摘は再三受けまして、外商センター、それから農業振興部ともに何とか少しでもということでもかなり苦労はしており、専門家も入れながら検討していることは知っていますが、もともとの主要な機械の部分がかなり高いこともあって、今すぐに価格が大きく下がる話にはなっていないと把握しています。ただ、それであきらめて、「はい、そのまま高いわけ」という話にはいきませんので、そこら辺もう少し何とかならないか外商センターとも連携しながら、改良に向けたその方法について検討を引き続き行っていきたいと思います。

◎金子委員 都市ガスなんかのプロパンガスなんかはもう企業でそのまま製品化しておるわけですよ。それだけ高い材料を使ってやらないとできないのか。それは1回御破算にして、全くほかのベースで積み上げてできないのか。専門家交えてやったら十分でき得るんじゃないかと思っておりますけれども。今の製品が高いから、汎用化して多く消費することによって値段が下がるというのは限られておりますので、根本的に今のシステムでないといけないのか、ほかの機械でいけないのか。そういうことも踏まえて、本当に低価格のものを開発していかないと、津波対策であれだけ県が力を入れてやろうとしておるのが厳しい、絵に描いた餅に終わってはいかないわけですね。それをぜひもう一回根本からやり直して、農業者のニーズに合った、どれくらいのものだったら利用できるかということも踏まえて、ぜひ、1つの例ですけれども、農業タンクの改良について取り組んでいただきたいと思います。農家の人も困っちゃうわけですよ。やりたいけれどもやれない。それは価格が支障になっておりますので、それをぜひ改善も進めていただきたい、と要望しておきます。

◎松岡工業振興課長 おっしゃることはそのとおりだと思います。今年度からものづくり

の補助金の中で、改良についても対象となるメニューも設けましたので、企業にただお願いするわけではなくて、一緒に考えながらそういう経費の支援も県としても行いながら、まさに言われたように、もともと考えを変えてみるというのも、多分ものづくりのときは非常に有効ではないかと思っておりますので、今の御要望についてはしっかりと対応していきたいと考えております。

◎米田委員 マッチング数というのは具体的にどういう中身なのかということと、平成25年度の実績を超えようという意味で、大変かなとは思いますが、そこら辺はどんな見通しですか。

◎松岡工業振興課長 情報発信しているのもともとがものづくりの地産地消センターの部分で大分浸透してきた部分もあるし、今年度は外商センターとして改めて設置したということでPRしているのも、相談件数自体はふえてくるのかなと考えております。マッチングがただ単に幅広く受け込んでおまして、例えばことしは、ゆでたイタドリを扱う生産者を紹介してほしいとか、原材料の供給先から、お茶の新商品をやるのでその袋をつくっているところを紹介してくれとか、そういったものがあります。中にはこんな機械がないかということで新たな製品に結びついている事例が過去にあるんですけど、今年度の事例でいくとそういうことになっています。

◎米田委員 700社と2,000社は従業員数は5人以上という意味ですか。

◎松岡工業振興課長 工業統計の4人以上の部分です。

あと、例えば今まででもかわりのあった、例えば、ポテンシャルのある製紙業界の方とかも含めて、改めて全社を回っていった、という感じになっています。

◎米田委員 訪問活動は非常に大事な入り口だと思うんですね。今は当面700社やられてますので、企業の実情やニーズとかを全体的に掌握もし、意見も聞いて、台帳という形にして今後に活かしていくということも必要じゃないかなということと、あと残り2,000社も含めて4人以上の従業員ということであれば、他の事業所も含めて訪問をし、そういう発見ができるかという作業を、あわせてやっていくことが非常に大事じゃないかなと思うんですけど、今後はどんなふうになりますか。

◎松岡工業振興課長 台帳ですけど、一応行ったときに、基礎的なデータということで、全社の情報はお伺いできる範囲でそういうリスト化は、まずしていますし、それから、とりあえず700社を回らせていただきましたけど、例えば製造業以外でも、実際に工業統計上は卸売業なんだけど製造業をやっている企業も中にはいるわけですから、そういった企業をまずは700社回って、それ以外のところにも今後回っていこうという考えは持っています。

それから、当然のことながら、問い合わせがあれば、4人以下の企業でも訪問させていただきますし、例えば企業訪問をしていて、「あそこも何かやりたそうなことを言いよった

で」みたいな話がありますと、当然そこの企業も訪問させていただく。700社に限ったわけではございませんで、まさに委員が言われたような感じで、できるだけ掘り起こしていく部分が重要であると。それと先ほども言われましたように、企業訪問はやっぱり、まずは行って「私が専任の担当です」ということで人間関係をつくっていかないと前に進まない部分も出てくると思いますので。そういったことで対応していきたいと考えています。

◎上田委員長 ほかにございませんか。

◎原田商工労働部長 補完という意味で。先ほどの2,000社の関係ですが、1人から3人という企業も一応統計上は入れた形になっております。訂正をさせていただきたいと思っております。

◎上田委員長 それでは、以上で、質疑を終わります。

以上で、商工労働部を終わります。

委員の皆さんに御相談ですが、よさこい祭りと言が重なる分がございますので、第二委員会会室のほうで農業振興部から始めたいと思います。よろしくをお願いします。

#### 《農業振興部》

◎上田委員長 それでは、引き続きまして、農業振興部について行います。

まず、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎味元農業振興部長 本題に入りたいと思うんですが、ちょっとその前に、一連の大雨あるいは台風被害について少し御説明、御報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、お時間をおとりいただくことでよろしゅうございますでしょうか。

お手元に資料を配布させていただきました。まず被害の状況、大きな1でございますけれども、8月2日からの大雨による被害、それと(2)に書いてございますが、台風11号による被害ということで、分けて整理をさせていただいております。それぞれ重複して部分はないということでございますので、被害額全体につきましてはこれを足し込んだものという形で見ていただければと思っております。

まず、概況を簡単に申し上げますと、(1)8月2日からの大雨による被害でございますけれども、農作物関係、これは農作物あるいは施設関係でございますけれども、6億2,000万円余りです。それから、畜産関係は鶏が少しやられたということで7,000万円ぐらい。それからあと、農地・農業用施設の関係につきましてはまだ調査中という状況でございます。あと、地すべり関係。これは報道されておりますが、大豊町大平地区のほうで地すべりが発生をいたしまして、その関係ということでございます。これにつきまして少し詳細を御説明させていただきたいと存じます。

3ページをお開きいただきたいと存じます。数字自体は先ほど申し上げましたことでございます。大きくまずは1でございますが、農作物等の関係ということで、施設、作物、

それぞれ掲載をしております。この8月2日からの災害につきましては、いわゆる雨による災害ということがメインになっております。地域的に申し上げますと、安芸以東、それから四万十町以西につきましては、比較的被害がなかったと思っております。ただ、安芸から西、香南市あたりから西、それから仁淀川筋あたりに、それから嶺北で多くの被害が発生したという状況になってございます。

まず3ページの1のアでございませうけれども、施設関連でございませう。ここに書いてございませうように、施設本体というのは、例えばハウスとかそういったものでございませうが、このような状況になっております。大きなものとしたしましては③にございませう、日高村の選果ライン一式と書いてございませうけれども、日高村のトマトの選果場が浸水をいたしまして、その施設全体をやり直す必要があるということで、4億1,000万円を上回る被害ということが出ております。それ以外には、いの町とかございませうが、例えば、ボイラーが浸水したとか、そういったものが計上をされてございませう。

それから作物につきましては、イ以下でございませうけれども、まず浸水による水稻の被害。これは浸水自体は比較的影響はなかったと思ひますが、ただ、その後、非常に不順な天候が続きまして、さらに台風が来たということで、最終的にはちょっと影響が出るという状況でございませう。この時点ではこういう整理をいたしてあります。

それから4ページに移っていただきまして、②にショウガがございませう。ショウガは御承知のとおり、浸水をいたしますとすぐに出荷をするしか対応がないわけにございませうけれども、土佐市で大分浸水が出てございませう。あるいは佐川町にも被害が出てるといふことでございませう。

それから、大きな被害としましては③のトマトの関係でございませう。この日高村、高知市、大きく2つございませうけれども、日高村は、ちょうど選果場があった付近でございませうが、1.2ヘクタールの大きなトマトの栽培施設がございませう。ここが浸水をいたしまして、いわゆる養液栽培でちょうど植えつけをして2週間ぐらいという状況で浸水をいたしまして、その関係の被害ということで計上してございませう。ここにつきましては、要するに、浸水をしましたけどそのまま使えない状況でもないとも判断できるし、ただ、そのまま使うと病害が発生するとかいふこともありますので、やりかえるかどうかというように今、農業者と県とで話し合いをしながら、その方向性を探ってるという状況だと聞いてあります。

それから、高知市春野町で、ここも同じようにトマトの養液栽培の施設が浸水をしたことによるものでございませう。ここはまだ植えつけ前の段階というか、終わった直後の段階、それから収穫中の段階、それから苗を植えたばかりの段階という、それぞれございませう、それによって若干被害額が異なっておりますけれども、日高村と同じような状況でございませう、全てやりかえる必要が出てくるという報告を受けてあります。

その他、青ネギ、ミョウガ、ニラ、それぞれの作物にも被害が出ています。

それから、畜産関係。4ページの真ん中でございますけれども、これは、春野町で鶏舎が浸水したことによって土佐ジローが60羽ぐらい死んだということで、この被害を計上させていただきます。

それから、農地の関係でここがございますような形で出ています。それほど大規模なものは今のところ把握はいたしておりません。

それから、地すべりの関係で、これはその次の5ページをお開きいただきたいと存じます。8月5日の早朝に地元の方から市町村役場を通じて、地すべりが発生をしているという報告が入りました。その次の6ページをごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、場所は、豊永から少し入ったこの地図の左側ぐらいのところに定福寺がございます。その地区で、この赤で囲っておるこの部分が地すべりを起こしておるということでございます。

状況は、その次に写真を添付をいたしてございますけれども、その図面を見ていただきますと、ちょうど中ほどに緑の観測点①、観測点②と記載している、その場所のそれぞれ被災直後の段階がこの写真に出てございます。写真①が観測点①。それから写真③が観測点②というふうにごらんになっていただけたらと思っております。それから写真②が、この伸縮計と書いた、観測点①のところのすぐ上に家がございまして、その家の状況ということになってございます。新聞等で、1日に30センチあるいは60センチのすべりがあったという報道がございましたが、それは写真③のところの状況でございまして、最大60センチずれたという状況になってございます。

その後、緊急対策といたしまして、まず観測するというところでございましたので、目視で観測できる体制を整えまして、その後、機器が整いましたので伸縮計の設置をいたしました。先ほど写真で見ていただいた状況までは大雨が続いておるということで、急に進んでしまいましたが、その後、雨がやみまして、ここがございますように、9日から10日の台風が近づいたときに、200ミリから300ミリ弱ぐらいの豪雨がございまして。そのときに、数ミリ単位で若干動いたということはございますけれども、当初のような大きな動きはない状況になってございます。当面の対策として、割れ目にブルーシートをかぶせるとかということをしておりますし、もちろん住民の方には避難していただいているという状況でございますが、先ほど言いましたように、雨がなければ落ちついた状況に今なっております。そういうことで、地元の市町村の住民の方に1日でも早く帰っていただきたいという思いもございまして、専門家の方にも御相談をして帰っていただいているのかどうか、そういう対応、検討もこれからしていくこととなります。もちろん、緊急時の対応としてセンサー伸縮計をつけておりますので、何か動きがあった場合には警報が鳴る、そういうものもあわせてセットをすることで安全を確保しつつ、できるだけ早くお宅に帰っていた

だけのような対策を検討していくということにさせていただいております。

次に、1 ページに戻っていただきまして、台風 11 号による被害でございます。昨日の夜の段階で整理をいたしまして、農作物、それから施設の関係で、全体で 15 億 8,000 万円余りとなっております。ここ数年にない大きな災害になっておりまして、大変心配しておるところでございます。また、畜産関係につきましても 6,800 万円、これは主に施設の被害でございます。それから、農地・農業用施設の関係。これは調査中でありまして、また後ほど御説明いたしますが、四万十町の国営農地の開発をした部分で大きな崩壊がありました。

それから昨夜報告がありましたが、旧大野見村、その奥の茶畑が大規模な崩壊をしているという報告が入っております。また、個別に細かな農道とか、その他施設の被害が多数発生していると思っておりますけれども、これは把握に鋭意努めているという状況でございます。

詳細を少し御説明いたしますと、8 ページをごらんになっていただきたいと存じます。先ほどの大雨被害と同じような整理でございますが、最初に農作物等の被害ということで整理してございます。

まず、ア 施設関係でございますが、被害金額が 8 億 1,000 万円余りという状況になってございます。施設の被害の中身ですが、先ほどの部分は大雨による被害がメインでございましたが、今回は風による被害が多数発生してございます。

①にございます施設本体の破損と申しますのは、ハウスが風によって倒壊をしたり、あるいは一部破損をしたり、そういった被害でございます。ちょうど台風が直撃をした安芸市を含め東部地域、非常に心配しておりまして、被害が発生しておるわけでございますけれども、むしろ、実は土佐市とか、四万十町とか、西のほうは状況がわかるに従って被害が大きいたということが判明しております。ここに具体的に、被害額が大きい市町村を列記をいたしておりますけれども、先ほど申しました安芸市、安田町、芸西村、そういったところについても大きな被害を受けているという状況でございます。

それから、②の被覆資材の破損。これは、ハウスを覆っている部分の破損でございますが、これも同様に風で飛ばされてるところが多いと。ただ、比較的最近には風に強い被覆材で覆っておりますので、全体が飛んでしまったようなところというのは比較的少ないと聞いておりますけれども、かなり、大きな被害が出てくるということでございます。

それから、③の附帯施設の関係でございますが、これはボイラーとかいったものが浸水をしたりとか、そういったものでございます。

それから、作物の被害がイ以下でございます。今回もちょっと心配しましたが、やはりショウガの関係が被害に遭っております。これは実は前回浸水でということだったんですが、今回は風によりまして茎から折れたとか、そういった形での被害が多いと聞いております。主産地である四万十町、浸水も含めて、非常に被害が大きくなってございます。あ

と土佐市、中土佐町といったような状況でございます。

それから、②以降でございますけれども、特に今回、やはり風によって果実に大きな被害が出てございます。ユズの関係につきましては、風によってすれが生じてというものが多くなっているという報告を受けております。これも西のほう、四万十市、四万十町方面の被害が大きいという状況になってございます。

それから次、9ページに移っていただきまして、水稻の関係でございますけれども、ちょうど今、刈り入れの時期を迎えている水稻が、前回の浸水によって、その時点ではまだ比較的このまますんなり回復してくれればという状況であったようでございますが、その後、不順な天候が続いたこと、それとやはり風によって稲が倒れてしまったこと等で、稲についてもかなりの被害が出るのではないかという推測で挙げさせていただいております。

あと、土佐文旦、ナシ等につきましては、先ほど申しましたように、落果ですとか、あるいはすれによりまして被害が発生するという状況になってございます。

また、オクラ、ニラ、その他の作物につきましても、ここにお示ししたとおりでございます。

それから、10ページをごらんになっていただきたいと存じます。畜産関係でございます。ここにつきましては6,800万円ということで、施設本体と附帯施設ということでございますが、中身は先ほど申しましたように、施設の屋根が飛んだとか、そういった被害が多く発生をしておるということでございます。それから、家畜本体につきましては、若干被害が発生しているところでございます。

それから、次に、10ページの下のほうにございますが、農地・農業用施設の関係でございますが、先ほど申しました四万十町で大きな被害が発生しています。それにつきましてはその次のページをごらんになっていただきたいと思っております。これにつきましては、台風が去った日の朝、四万十町から報告がございまして、調査を行ったものでございます。12ページにその被害の状況を見る図面を整理してありますが、ちょうどこの図で見ますと、(1)と書いたところ、ここが少し高台になってまして、ここでショウガを栽培しています。ここが崩壊しまして、その1段下の(2)と書いた部分、このところに流れ込んできたというところでございます。(2)の部分でもショウガを栽培していると聞いております。この部分で、ちょうど左、(2)の1と、町道と書いたところの少し上に実は民家がございまして、ここはかなり土砂が入っています。11ページの写真のちょうど下の真ん中にありますが、ちょっと家に土砂が流れ込んだ状況になってございます。ただ、ここは空き家でございまして、人的な被害はなかったと聞いております。ただ、この隣に人が住んでる家があるようでして、当面の対策としては、今後、雨等が降っても、そのお隣の人が住んでるところに被害が及ばないような暫定的な措置を講じながら、本格復旧に向けての調査、対策を練っていくと、そういうことでやらせていただきたいと思っております。

概略でございますが、以上でございます。細かな部分につきまして何かございましたら、また後ほど担当課長に御質問いただければ御説明をさせていただくということにしたいと存じます。

それから、次に、今後の対応につきまして少し触れさせていただきたいと存じます。1ページの大きな2、中ほど以降でございます。

まず(1)でございますが、営農再開に向けたハウスの復旧でございますけれども、レンタルハウス整備事業と園芸用ハウス活用促進事業の災害復旧区分を活用し、支援をしてまいります。現在、市町村、農業協同組合とともに、被災された皆様に制度の説明も行いながら、事業要望の把握に努めておるところでございます。

それから、農地や農業用施設の関係につきましては(2)に書いていますが、災害復旧事業を導入することにより支援をしていきたいと思っております。(2)に書いていますが、補助率につきましては、基本は農地は50%、農業用施設は65%ということになっていますが、激甚災害に指定された場合は、1戸当たりの負担額に応じて、補助率のかさ上げなどの対策が講じられることになっております。

それから、(3)農業災害補償制度につきましては、風水害などの自然災害により農作物などに被害が発生した場合に共済金を支払うという公的な保険制度でございます。今回の大雨による災害につきましては、農作物等の被害状況を農業共済組合のほうで現在調査中と聞いております。被害の状況や加入条件に応じて共済金が支払われる見込みということになってございます。ただ、加入状況にもよりますので、そのあたりが若干まだわかってない部分がございます。

次の2ページに移っていただきまして、災害時に利用できる農業制度資金の関係でございます。被災した農業施設などに利用できる制度でございますが、①の農業近代化資金でございますが、農業協同組合などの民間金融機関からの貸付制度があるものでございます。この資金につきましては、県が1.25%の利子補給を行っております。それから②の農林漁業セーフティネット資金といたしましては、日本政策金融公庫の資金がございます。これは被害を受けた農業者が経営再建のために必要とする長期運転のための資金でございます。それから③の農林業災害対策基金でございますが、被災された農業者が制度資金を借り入れる場合に、その借入利息を軽減するために、市町村が行う利子補給に対して県が補助をするものでございます。この上乘せの利子補給によりまして、農業者が負担する借入利率につきまして、0.5%まで軽減措置がなされるということでございます。

それから最後に、営農再開に向けた経営支援、あるいは技術指導ということでございます。被災農家の営農再開に向けまして、先ほども御説明いたしましたレンタルハウス等の補助金とか、公的な資金を活用した再建計画といったものにつきまして、関係機関、JA等とも連携をしながら支援を行っていくことにしたいと思っております。それから、営農再開後

の経営・栽培指導、もろもろ徹底しまして、一刻も早く元の営農ができるように支援をしていきたいと存じます。

以上でございます。先ほども申しましたが、詳細につきましては、後ほどお問い合わせ、御質問いただければお答えをさせていただきます。以上が災害の関係でございます。

それでは、農業振興部の取りまとめ事項ということで2件につきまして、総括的に御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、「新規就農者への支援及び後継者の育成」についてでございます。昨年のJA中央会と協力をして実施した調査結果によりますと、本県農業の維持発展のためには、年間280人の新規就農者の確保・育成が必要ということになっております。これまでの新規就農者の確保・育成の取り組みといたしましては、就農を希望する県内外の方への県内農業のPRを初めといたしまして、就農相談、就農研修、営農準備、営農定着、経営発展など、各段階に応じた支援を行っております。こうした取り組みによりまして、平成25年の6月までの集計、1年間でございますけれども、263名の方が新規に就農したということになっております。引き続き、より積極的なPR、それから相談活動に取り組みますとともに、農業担い手育成センターにおける産地とのマッチング機能の強化ですとか、各産地での受入体制の整備に努めまして、就農希望者のスムーズな就農・営農の定着につなげていきたいと考えてございます。

次に、2点目の「集落営農の成果と今後の取り組みについて」でございます。これまでの集落営農の推進につきましては、中山間地域を中心に県内全域で取り組みを進めておりまして、ことし5月末時点で集落営農組織数は198という実績になってございます。集落営農の成果といたしましては、集落営農組織がカバーする耕地面積が拡大をいたしてございまして、耕作放棄地の発生防止につながっているのではないかと考えております。また、園芸品目等の栽培を導入した複合経営を行います、いわゆるこうち型集落営農組織、ちょっと通常のものより若干ステップアップしたというイメージでございますけれども、これによりまして組織としての売上高が増加をしているといった状況にもなっております。

さらに、法人化によりまして、担い手の育成・確保につながっていくことなどが効果として考えられます。今後の取り組みといたしましては、ちょうど本年度が第3期の中山間地域の直接支払制度の最終年度ということで、新しい制度に向けて各地域で説明会を行っておりますので、その際に、集落営農についてより一層理解を深めていただくための制度の周知、情報提供を行うことなどによりまして、県内全域に取り組みの拡大を行っていきたく思っております。

高齢化が進んでおりまして、営農農業者がどんどん減少していくことが想定されていく中で、やはり集団でお互いが助け合いながらやっていくということ、そして、さらに法人化まで発展をさせていくことで、きちっと将来に営農をつなげていくという、そういう意

味でも重要な対策だと考えておりますので、全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### 〈農地・担い手対策課〉

◎上田委員長 続きまして、「新規就農者への支援及び後継者の育成について」、農地・担い手対策課の説明を求めます。

◎田中農地・担い手対策課長 「新規就農者への支援及び後継者の育成について」、説明をさせていただきます。

資料の1ページ目をごらんいただきたいと思います。右の欄の課題の部分に記載しておりますけれども、昨年、JA中央会と協力して実施しました営農意向調査によりますと、本県農業の維持発展のためには、年間280人の新規就農者の確保・育成が必要であるとの結果が出ております。また、高知県における新規就農者の推移でございますが、平成22年は197名、平成23年は234名、平成24年は221名、平成25年は263名となっております。このうち新規学卒就農者にUターン就農者を加えました後継者数ですけれども、平成22年は128名、平成23年は137名、平成24年は133名、平成25年は151名となっております。なお、平成26年の新規就農者数は、現在、調査の取りまとめを行っているところでございますけれども、大体、平成25年と同程度となる見込みとなっております。

次に、新規就農者の確保・育成に向けた取り組み状況について、御説明いたします。参考資料として、PRから経営発展までの各段階での支援策、取り組み状況をまとめたものを次のページに用意させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。本資料は、「担い手の確保・育成対策」につきまして、左端のPRの段階から相談、技術習得、営農準備、営農開始後、経営発展の支援に至るまでの各段階での支援策、取り組み状況を整理したものでございます。

まず、左端の四角のPR段階の中ほどにあります、「こうちアグリスクール」の東京、大阪での開催や、左から2つ目の四角の相談段階にあります、県内外での相談活動などにより、積極的な担い手の確保対策を実施しております。

左から3つ目の四角の技術習得段階ですが、ここでは就農希望者に対しまして、県農業大学校や、本年4月に開設いたしました農業担い手育成センター、県内の先進農家で基礎から応用までの実践研修を実施するとともに、青年就農給付金の準備型の給付ですとか、県新規就農研修支援事業の研修助成金を支援するなどの支援を行っております。

左から4つ目の四角の営農準備段階ですが、レンタルハウス事業などでの施設整備に向けた支援とともに、本年度から始まった農地中間管理事業を活用して、農地の確保に向けた支援を行っております。また、JA生産部会と連携した新規就農者の受入体制整備に向

けた取り組みも実施しております。

右から2つ目の四角の営農開始後の段階ですが、経営的に不安定な営農開始直後のフォローアップ活動や、青年就農給付金の経営開始型の給付をやっておりまして、また、右端の経営発展の支援の段階ですが、規模拡大の促進や法人化の促進に向けた支援を行っております。

このように、PR段階から経営の発展段階まで、各段階でのきめ細かい支援等を実施してきておりますが、冒頭で御説明いたしましたとおり、本県農業の維持発展のためには、さらに新規就農者を確保・育成していく必要がございます。

ここでもう一度、資料1ページにお戻りいただきたいと思っております。右の欄の一番下のところの今後の方向というところがございますが、まず、より積極的にPR・相談活動に取り組ませて、就農希望者の一層の確保を図っていきたくと考えております。さらに、農業担い手育成センターの産地とのマッチング機能を強化するとともに、各産地での受入体制の整備を進めまして、就農希望者のスムーズな就農、営農定着につなげてまいりたいと考えております。

以上で、農地・担い手対策課からの説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎上田委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎上田委員長 それでは、農地・担い手対策課を終わります。

#### 〈地域農業推進課〉

◎上田委員長 それでは、次に、「集落営農の成果と今後の取り組みについて」、地域農業推進課の説明を求めます。

◎二宮地域農業推進課長 「集落営農の成果と今後の取り組みについて」、御説明をさせていただきます。

委員会資料の地域農業推進課をお開きください。県内の中山間地域などでは、高齢化・担い手不足、農産物価格の低迷等により、農地の維持・管理が困難となってきた状況があります。こうした状況に対しましては、農地の維持・管理や新たな担い手の確保など、営農を継続するための仕組みの構築が喫緊の課題であり、その有効な手段として集落営農の取り組みを推進しているところです。

次のページのポンチ絵をごらんください。これまでの「集落営農の取り組み」の成果ですが、まず、左上の図表をごらんください。集落営農組織数と組織がカバーする耕地面積の推移です。県下の集落営農組織数は、平成23年度には164組織であったものが平成25年度には190組織となり、現在では198組織まで増加しております。また、このうち法人組織は平成23年度2組織でしたが、平成25年度には5組織となり、現在では1組織増加し、6組織となっております。また、集落営農組織がカバーする耕地面積は、平成23年度

には 2,419 ヘクタールであったものが、平成 25 年度には県内の耕地面積の約 10%を占める 2,955 ヘクタールまで拡大しており、耕作放棄地の発生抑制へとつながっております。

次に、右上の図表をごらんください。この図表は園芸品目などを導入して複合経営に取り組む、こうち型集落営農組織の売上高の推移を示しているものです。園芸品目等を導入することによりまして、組織数に変動がなくても売り上げは着実に伸びていることがわかりになると思います。例えば、17 組織となった平成 23 年度から平成 25 年度につきましては、1 億 959 万 1,000 円から 1 億 2,815 万 5,000 円と、1,856 万 4,000 円の増加となっております。また、組織数につきましては、現在では 22 組織となっております。

次に、下の図表をごらんください。県下で初めて集落営農組織として法人化した、四万十町の農事組合法人ビレッジ影野の取り組みです。ビレッジ影野は平成 22 年に農業法人として設立され、ピーマンやショウガなどの品目をふやすなど、農業経営の多角化を行い、売り上げを伸ばしてまいりました。また、年間を通じて販売収入が得られるように作物を組み合わせしており、新たな担い手の雇用就農や地域の高齢者の雇用の場になるなど、多様な人材が活かされております。さらに、祭りの企画など、単なる法人化による経営の向上だけでなく、地域のコミュニケーションの中心となって地域活動を支える主体となって活動されております。このような取り組みが評価され、平成 26 年 1 月には第 1 回地域営農ビジョン大賞を中四国で唯一受賞するなど、全国的にも大変注目を浴びている組織です。

次のページをお開きください。県内の集落営農組織の状況を地図に落とししたものです。集落営農の取り組みは県内全域に普及しておりますが、稲作中心か施設園芸中心かなど、市町村や地域の農業形態によって取り組みに差が出てきております。今後とも地域の実情を踏まえながら、県全域への推進を図ってまいります。

恐れ入りますが、委員会資料の 1 ページにお戻りください。中段の表の下をごらんください。現在の取り組み状況です。まず、集落営農組織の育成といたしましては、農業振興センターを中心に関係機関と連携して、新たに 43 集落で組織化を検討しております。また、こうち型集落営農組織の育成としましては、実証ほの設置による地域に合った園芸品目の実証や、ブロッコリーなど J A と連携した品目の推進をするなど、新たに 6 集落で取り組みを検討しております。法人化へのステップアップにつきましては、農地の利用・集積や担い手の育成・確保など、営農の継続性を確保するための主体として、法人化に向け、15 組織・地区で検討しております。

次に、今後の取り組みといたしましては、平成 26 年度が第 3 期の中山間地域等直接支払制度の最終年度であることから、次期対策に向けての話し合いが本年度、県内の集落で開催されることになっております。当課といたしましては、この機会を集落営農組織の育成チャンスととらえまして、重点的に推進するとともに、県内全域での取り組みを拡大してまいります。また、経営の複合化や法人化のメリットや成果を積極的に情報提供するな

ど、「こうち型集落営農」や「法人化」へのステップアップを促し、推進してまいります。

以上で、地域農業推進課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎米田委員 災害について。一つは農作物の被害に対して農業共済からどの程度の補填があるのかということと、日高の選果センサーに4億円ぐらいかかるということで、新たに購入となれば、国の制度などがないと、なかなか大変かなと思うんですけど、どんな対応ができるのかお聞かせください。

◎味元農業振興部長 まず、日高のほうを御説明いたします。日高につきましては、当初は実はセンサーの部分だけということで比較的軽微だと思ったんですけども、結局全部のラインを変えないかんということで、額が大きくなっております。こういう災害が起こった場合には災害復旧事業というのがございます。それは激甚災害の指定を受けた場合には90%まで助成がある非常にいいものでございますので、それをとって検討しておったんですが、実はもう耐用年数が過ぎて大分たっておるということで、そのルールからいきますと、補助の金額が少なくなるということで、今、別の選択肢でやっております。ほかに制度がございしますが、ただ、今の試算では、いろんな対象にならないものとか、もろもろがあって、被害全体のまだ3分の1程度ぐらいしか対象にならないんじゃないかという試算もありまして、具体的にどの事業どういう形で適用してやっていったらいいのかまだ内部でちょっと検討しておる、農業協同組合とも話をしていると、そういう状況でございます。ただ、当然、県としても、国としても、一定の支援をするということについては、そういう方向で検討していただいているという状況でございます。

◎村田協同組合指導課長 協同組合指導課の村田です。農業共済災害補償制度について御説明させていただきます。

現在、各共済組合の支所で調査中ございまして、まだその数字が具体的にはわかっておりません。ただ、水稻にしましても、ただ浸水したからといって、そのまま被害があるのかわかりませんし、刈り取ってみないとどれぐらいになるのかわからないそうです。

また、共済制度そのものが、例えば3割以上被害があって、初めて、しかも3割以上を超した被害の部分のみを補償するという制度でございますので、被害があった分を丸々補償制度で補えるというものではありません。ただ、金額等については今調査中でございますので、まだはっきりした数字は上がっておりません。

◎米田委員 わかりました。

それと、農地・農業用施設の復旧に、1カ所40万円以上ということで、これは農地への土砂の流入をのけるという事業も該当するわけですね。

また、もっと何か自己負担が少ない市町村もあると聞いてたんですけど、そういう対応をしているところもあるんですか。これ見たら、農地は基本的に半分だとかになってますけ

ど、それ以上の条件もあるんですか。

◎松尾農業基盤課長 まず1点目でございますけども、土砂が流入して、それを排土する。そうしたものの、40万円以上あれば対象になります。

それで補助率でございますけども、これはあくまでも基本の補助率でございますして、激甚災害、あるいは事業費、負担額が非常に大きいことがあって、それは最終的な被害額などを踏まえて決定するんですけれども、基本的には、先ほどもありましたように、9割の補助であるとか、かなりの高率の補助が受けられる形になろうかと思えます。

◎米田委員 その9割の補助を受けられる場合の決定は最終的にどこがするんですか。

◎松尾農業基盤課長 国でございます。

◎米田委員 それと、災害救助法も5市町しか指定されていないわけで、災害救助法が指定されれば、もう少し農業関係のそういう支援とかも変わりますか、激甚災害じゃなくてもよくなるんですか。

◎松尾農業基盤課長 農業基盤課の関係する農地・農業用施設災害に関しましては、いわゆる激甚災害という部分になりまして、災害救助法の部分についてはもう少し広い部分になろうかと思えます。したがって、それは直接的に農地・農業用施設の災害復旧事業に関連しているといったものではないということです。

◎米田委員 わかりました。

◎樋口委員 90%の補助というのはどういうものですか。

◎松尾農業基盤課長 この資料1枚目の(2)に農地・農業用施設災害復旧事業による支援というところで、補助率は、農地50%、農業用施設65%といった基本的なものがございます。ただ、この下でございますように、補助率のかさ上げ措置といったものが出てきます。

◎樋口委員 それはわかっています。要するに、激甚に指定されたら90%やけど、通常だったらこの基本の数字ということですよ。

◎松尾農業基盤課長 基本的にはそういうことでございます。

◎米田委員 激甚災害に指定された場合と書いてあるから、それ以外にも実際の被害状況に応じて対応もあり得ますよという意味ですよ。

◎松尾農業基盤課長 激甚災害に指定された場合と、もう一つのケースは、いわゆる被害額そのものが非常に大きい場合で、例えば農業生産額。計算式があるわけですけども、その比率と被害額が非常に多い。それが例えば激甚災害に指定されていなかった場合においても、そういう被害額が多い場合は、それに応じた形で補助率のかさ上げという、基本的には2つの方法があると理解していただければよろしいかと思えます。

◎佐竹委員 激甚災害特別措置の指定そのものは国会議員からも国とはかけ合ってもらいゆうけど、いつ決まりますか。

◎松尾農業基盤課長 この激甚災害につきましては、台風であるとか豪雨そのものが指定される激甚災害と、あと局地ということで、市町村であるとか、ピンポイントで指定される、そういったようなケースがございます。通常の場合は指定が決定されるのはかなり遅く、例えば年末であるとか、そういった状況になるかと思いますが、今回についてはこれだけの被害がございますので、その部分については最終的には国のほうが決めていくものでございますので、もう少し早くしていただきたいなと思っております。

◎佐竹委員 知事も行動力があるし、部長ともども早くしていただくように頑張っていたきたい。

それともう一つ。こうち型の集落営農の1戸当たりの所得は、大体、三、四百万円にはなっちゅうかね。

◎二宮地域農業推進課長 こうち型集落営農のビレッジ影野の部分ではないかと思いますが、この組織につきましては現在25名の組合員がおられます。その中で現在の表に挙げております販売額は2,500万円ぐらいということですので、1戸当たりになれば、100万円程度になりますが、実際はここを運営管理されてるのは5名の方がやられております。役員の方2名と雇用されてる3名の方ということですので、今、委員がお話しになった400万円という数字はなかなか現状ではまだ厳しいところがございます。

◎佐竹委員 ショウガは今度は大分被害を受けたけどね。1戸だけしかやってないのがある。御承知のとおり、ブルーベリーなんかかね。あと、東又のほうで今度は新しい28億円プロジェクトでニラとか、それからトマトとか、そういう技術がどんどん取り入れられるようになって、品種が育っていくわけよね。担い手も含めて。そういう新しいものを導入する中で100万円じゃ、役場へ1人臨時の女の子を雇っても、100万円にはなりますよ。スタートは二宮さん、それから須崎の農業振興センターに井上さんらのときからの御指導もあったけど、もうちょっと早く150万円なり200万円にしてやっていかないと、高校を出た人とか若い人がなかなか定着して、法人化した組織を引っ張っていくことになりにくいんじゃないかなと思うわけよ。最初のスタートは、今言った5名は役場のOBの方々とか、あるいは四万十農業協同組合の方々、組合長の地元でもあるしね。だから、そこはよかったけど、これからそれを発展させ、若いリーダーによって継承していく上での課題としてはやっぱり所得の問題だと言われちゃうわね。だから、ハウスでキュウリをつくりよったところらでも今度、高齢化してきたからやめたところもあるしね。だから、何かそこら辺をうまく指導してやってほしい。農業振興センターと一緒にやってよ。そういうことを思いますので、よろしく願いしておきます。

◎二宮地域農業推進課長 集落営農が高知県でも大分ふえてきておりますが、組合員の所得というのはやっぱり大きな課題です。その中でやはり今、県下で6組織ほど法人化ということで、その先駆けが先ほど申しましたビレッジ影野ですが、現在2,500万円。ビレッ

ジ影野も最終的にはやっぱり 3,500 万円ぐらいは販売額で欲しいというお話もお伺いしております。そういうことが経営の安定にもつながりますし、また、いろんな国の制度、中山間直接支払制度とかも活用しながら、現在雇用しております 3 名の皆さんの所得の確保、あるいはもちろん役員の所得の確保ですね。こういったことにつなげていきたいということで努力するとお話も伺っております。県下的にも非常に注目されておりますので、ここがきちっと経営できるということがほかの普及にも大きな影響があらうかと思っておりますので、今後、地元の振興センター、普及所と一緒に支援助をしていきたいと考えております。

◎樋口委員 いや、100 万円とは驚いたんですがね。その数字がどれくらい実態なのか別として、幾ら何でもこんな先駆的な集落営農をやりながら、税金を相当入れながら、100 万円。例え倍の 200 万円にしても、新規就農者が 180 万円でしょう。そんな経営しよったら、後継者は幾ら頑張ってもなかなか出てこないんじゃない。それ、どこかに問題があるんじゃないですか。

◎二宮地域農業推進課長 説明いたします。現在、2,500 万円で 25 名の組合員。そのうちの、先ほどもお話ししました、実際の営農をされているのは組織で 5 名の方ということで、現在、雇用されている個人につきましては、大体月に 20 万円ほどの給与になりますので、先ほど言ったのは 2,500 万円を 25 名で割ったときの 100 万円というお話ですので、現実的には 5 名の方が経営されてます。そして、その 25 名の組合員の皆さんにつきましては、農地を足していただいておりますので、その部分の農地の地代であるとか、それからでき上がったお米をその 25 名の組合員にお渡しするとか、そういったことで地域の営農を守っているという形になります。ですから、100 万円で経営しているというわけではございません。

◎上田委員長 それでは、以上で、質疑を終わります。

以上で、農業振興部を終わります。

#### 《林業振興・環境部》

◎上田委員長 それでは、次に、林業振興・環境部について行います。

◎大野林業振興・環境部長 お許しをいただければ、今回の台風 12 号、11 号の被害の簡単な状況について御説明をしたいと思うんですが、いかがでしょう。

◎上田委員長 お願いします。

◎大野林業振興・環境部長 まず、人命にかかわるような、あるいは避難をしたとか、そういう関係の災害について御説明いたします。林道で中土佐町で 2 路線、崩土によって、奥に孤立されておる方が出ております。現在、鋭意崩土を取り除いています。林道湯の川線につきましては本日中に開通できる見通しですが、楠の川線につきましては崩壊箇所が複数ございますので、土砂の取り除きに 14 日ごろまでかかり、なおかつ山手に小屋や板を打って、仮防護柵を 15 日以降に設置、それから電気工事等々進んでいく見通しでございます。

す。なお、上記2路線の奥で孤立されてる方は、歩いては行けますので、役場のほうで住人の方の安全確保については確認ができております。

それから、けがをされた方が津野町、梶原町、それぞれ林道東津野城川線。いわゆる大規模林道でございますが、そこで林道が崩壊している中に車で転落し、重傷を負われたという報告が上がってきております。また、山地災害につきましては既に新聞報道等でも御存じだと思いますが、大豊町で幾つか出ておりまして、林業が所管しております、地すべりとしては、東寺内、西寺内、西夷織谷、それぞれに4カ所に伸縮計を本日設置して様子を見ております。台風当時は避難をしておりましたが、現在は状況が安定しているということで、いずれの方も自宅のほうにお戻りいただいている状況でございます。差し当たって緊急にどうこうなるということはない模様でございます。

次に、林道作業道等についての被害でございますが、現在、鋭意調査をしておりますが、国道から初め市町村道に至るまで随所で崩落等がありまして、奥へ入れないので全体像がまだ見えておりませんが、相当数被害を受けているものと考えております。しばらく調査には時間を要するものと思います。

それから、製材施設につきましては、旧大正町にある主要な製材工場が浸水により現在機能が停止しているということで、復旧に向けてどういう対応ができるか、部内で検討をしているところでございます。

また、牧野植物園につきましては、北園あるいは芝生広場等の木が複数本倒れまして、北園の部分は閉鎖をし、その他のところについては、安全を確保し現在営業しているということでございます。また、月見山については、かなり倒木が出ていますので、その整理等で、13日まで閉園となっております。

まだ、全体像がわかっておりませんが、今把握している段階では、以上のような状況でございます。

#### 〈木材増産推進課〉

◎上田委員長 それでは、続きまして、「森の工場における作業道整備事業の県補助率を17%に復活させることについて」及び「木質バイオマス発電への木材供給体制を確立するために必要な基盤整備への支援について」、木材増産推進課の説明を求めます。

◎内村木材増産推進課長 「森の工場における作業道整備事業の県補助率を17%に復活させることについて」ということで、まず、平成25年度末までの県内の「森の工場」は累計で65の事業体、131の団地、認定面積が5万9,056ヘクタールとなっております。また、木材生産に不可欠な作業道は単年度、平成25年度でございますが、13万6,112メートルの開設がなされております。累計では100万メートルを超えております。また、工場内での間伐によります搬出間伐材積量は年間約10万立方メートルとなりまして、素材生産にかかる労働人役は延べ3万1,376人で、県下平均1人当たり1日当たり3.2立方メートルの

生産性となっております。この「森の工場」の推進に不可欠な路網整備の支援につきましては、平成 19 年から平成 23 年度までの 5 年間、公共造林事業の補助率 68%でございますが、これに県単独予算で 17%かさ上げしまして、トータルで 85%の手厚い支援を行ってまいりました。このような中、森林資源の成熟に伴いまして、路網整備の際に発生します支障木の販売額の増加と森林所有者の収入として一定見込めますことから、平成 24 年度からは県単独予算のかさ上げ部分 5%を減じまして、補助率 80%とさせていただくこととしまして、関係市町村、森林所有者の方々に対しまして御理解と御協力をお願いしてきているところでございます。なお、平成 19 年度から平成 23 年度までの、県内の森の工場内における作業道の開設の延長の実績でございますが、単年度の平均でいきますと 10 万 558 メートルに対しまして、制度見直し後の平成 24 年度以降の単年度平均につきましては、13 万 6,532 メートルということになっております。このような状況を踏まえまして、当面は現行の補助率での支援を継続したいということで、さらなる森の工場の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、木質バイオマス発電の木材供給体制を確立するために必要な基盤整備への支援についてでございます。木質バイオマス発電の原材料となります広葉樹林を伐採・搬出する場合に必要な作業道の開設につきましては、現在のところ補助事業がないのが実情でございます。しかしながら、例えばスギ・ヒノキ等の人工林の搬出間伐等と隣接した広葉樹林の皆伐施業を一体的に行う場合は、現行の制度事業でも作業道の開設が補助対象となります。また、高性能林業機械等の導入に対する国の補助事業でございますが、森林・林業再生基盤づくり交付金事業というのがございます。皆伐施業でも使用できる機械等の基本補助率は 3 分の 1 と若干補助率が低くなりますが、高性能林業機械のオペレーター等 1 名以上の新規雇用が必要なこと、さらには導入年度に 3,000 立方メートル以上の素材生産が必要なことなどの採択要件のクリアが必要になります。また、同じ国の事業としましては、森林整備加速化・林業再生基金事業もございますが、この事業が本年度末、平成 26 年度末で終了予定となっております。現在、国にこの事業の継続を要望しているところでございます。

なお、森の工場においての県の単独事業としましては、これまで搬出間伐に使用する場合に限りまして、林業機械の改良事業とレンタル事業で支援をしてまいりました。本年度からは、搬出間伐と一体的に行います皆伐施業についても、補助対象とできるように制度の拡充を行っているところでございます。

以上でございます。

◎上田委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎上田委員長 それでは、木材増産推進課を終わります。

### 〈木材産業課〉

◎上田委員長 次に、「原木ストックヤード及びC L Tパネル工場の整備への支援について」、木材産業課及び木材利用推進課の説明を求めます。なお、質疑につきましては、2つの課が説明した後、一括して行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山崎木材産業課長 大豊町から要望のございました項目のうち、原木ストックヤード整備への支援につきまして御説明をさせていただきます。資料のインデックス、木材産業課のところをごらんください。高知県は84%を森林が占めておるわけなんですけど、まとまった用地整備をするのはなかなか容易ではありませんので、森林資源をダイナミックに活用する事業展開が難しい状況でございます。そこで、木材を総合的に利用できる施設整備と土地の造成に関する支援につきまして、国に政策提言を行ってきたところでございます。現状では、土地の造成が可能な事業としましては、農山漁村地域整備交付金がございます、その中にメニューの中で、森林基盤整備事業がございますが、その採択に当たりましては林道の開設などを合わせた総合的な事業計画が必要でございまして、土地の造成のみでは補助対象になりません。このため、土地の造成への支援でほかに考えられるものとして、過疎債の活用などが挙げられますが、十分な財源が確保できておるわけではございませんので、土地造成を含めた総合的な対策についての支援を、国に対して要望していきたいと考えております。

木材産業課からは以上です。

### 〈木材利用推進課〉

◎小原木材利用推進課長 続きまして、大豊町から要望のありました、C L Tパネル工場の整備への支援の項目について御説明いたします。お手元の資料、赤いインデックス、木材利用推進課のページをお願いします。C L Tは、大量の木材需要が期待できますので、本県の豊かな森林資源とC L Tに取り組む先行メリットを生かして、パネル工場の整備を進めていきたいと考えています。現在、国内にある2カ所のC L Tパネルの製造施設は規模が小さく、今後の本格的な需要には対応できない状況です。県では、今年度パネル工場の立地に向けて、市場ニーズの把握や海外工場の調査などを行い、工場規模や収支の見通しなど、事業化への課題の整理、対応策の検討などに取り組むことにしております。パネル工場の整備につきましては、こうした内容を総合的に勘案しながら進めることにしております。一方、工場の整備には多額の費用が必要となりますので、国への支援を働きかけながら、今後の整備につなげてまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎上田委員長 それでは、2つの件につきまして質疑を行います。

◎武石委員 要請になりますけど、大豊町も言うまでもなく木材を生かした地域おこしをしようとして一生懸命やられてますし、高知おおとよ製材ももちろん、これからもいろんな山

を生かした産業を発展させて、地元の発展そして雇用の促進、特に若手の雇用促進につなげていこうという意気込みが感じられますので、2つの課から説明いただきましたけど、国に対しても、今のように要請もしていただいて、大豊町の今後あるべき姿、やっぱり嶺北の地域振興に密接にかかわる話だと思うので、ぜひ前向きに積極的に取り組んでいただきたいと申し上げまして、要請しておきます。答弁は結構です。

◎樋口委員 高知おおとよ製材の工場のあたりで、水害がなかったですか。

◎大野林業振興・環境部長 高知おおとよ製材の上方に、森林組合連合会の土場がございまして、その東の端の水路にかかる部分が不安定になってるという情報を聞いておりますが、現在、本課の職員等が大豊町に入って全般的な調査をしておりますので、その状況調査を待っておるところでございます。

◎樋口委員 関連及び周辺企業が、床下浸水か床上浸水かわかりませんが、浸水して被害が出たという話はないですか。高知おおとよ製材の周辺で。

◎大野林業振興・環境部長 現在、私が把握している部分では存じておりません。

◎樋口委員 高知おおとよ製材のすぐ隣のこの敷地の中にある会社が、排水が悪くて浸水したという聞いたんですが、確認とれてませんか。

◎大野林業振興・環境部長 申しわけございませんけど、それは確認がとれていません。

◎樋口委員 それを確認して、後でまた知らせてください。「北条」という会社と思う。

◎大野林業振興・環境部長 建築に使う物品の通販をやっている会社が隣接してございます。

◎樋口委員 そこがもしつくりたての会社で、そんなにつかるようだったら、排水の設計に問題があるんじゃないかということで、聞いたわけですから。

◎大野林業振興・環境部長 調査して報告させていただきます。

◎上田委員長 ほかにございませんか。

それでは、質疑を終わります。

以上で、林業振興・環境部を終わります。

#### 《水産振興部》

◎上田委員長 次に、水産振興部について行います。まず、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎松尾水産振興部長 商工農林水産委員会の委員の皆様には、この5月でございますが、東部の出先機関に関しまして業務の執行状況等について調査をいただきました。その際いただきました御意見につきましては、部内の連携を密にしながら、今後の業務に生かしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いをいたします。

総括説明をさせていただく前に、今回の台風について簡単に御説明をさせていただきます

す。現在のところ、漁業関係被害としましては、8つの市町村から漁業協同組合の荷さばき所とか漁具倉庫、あるいは給油施設等について被害が出ておるといふ報告をいただいております。また、漁船の関係につきましても、一部転覆または1隻については沈没という情報も入ってきております。そのほか、漁業施設につきましても、船揚げ場の損壊とか、漁港のケーソンが一部動いておる、被害を受けておるといふ状況も報告されております。

また、それ以外に内水面の漁業被害としましては、ウナギの養殖場3件ほどが養殖場のハウスに被害を受けておるといふ報告を受けております。そのほか、内水面漁業以外の養殖業、海面養殖でございますが、現在、須崎市、大月町で小割り被害について報告を受けております。大月町は、マグロ等を飼っております小割りについてロープが切断されて、どうもそれが流れておるといふ情報をいただいておりますし、また、須崎では養殖小割りについて、強風と波等で損壊をしておるといふ報告をいただいております。それ以外に、宿毛市でこれは真水被害かと思われませんが、マダイ等について、今のところ約1,000匹ほど死んでおるといふ情報をいただいておりますが、これらすべてまだ途中段階でございます、詳細は調査中ということでございます。これからは調査に努めまして、市町村また漁業協同組合と協議をしまして、迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、私から、水産振興部の取りまとめ項目でいただいております3件につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、安芸市から要望をいただいております、たいの地びき網漁業の漁船の馬力制限の撤廃についてです。これにつきましては、関係者が持続的な資源利用等がなされるようルールをつくり、それを遵守することを前提に要望もいただいておりますので、県としましても規制緩和に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、黒潮町からの水産業の振興に関する要望についてです。内容は3点に分かれております。まず、1点目の海外巻き網漁対策を初めとする水産資源の保護につきましては、県としても強い危機感を持っておりまして、これまでも資源管理体制の構築に向けて、国に対して政策提言を行ってきたところですが、今後もより積極的に提言活動等を行ってまいります。2点目のカツオ活餌の買い回し事業の確立についてですが、現在宿毛湾で巻き網を利用した活餌の確保について開発・研究を進めております。できる限り早期に宿毛湾から佐賀地区への安定的な供給がなされるよう取り組んでまいります。3点目の沈設魚礁設置事業の再開についてですが、現在、県が事業主体となっております沈設魚礁につきましては、費用対効果を十分説明できないということもございまして、休止となっております。事業再開を客観的に判断するためにはデータの把握・検証が必要不可欠となっておりますので、漁業者の皆様との協力もいただきながら、データの収集等に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、土佐市からの避難道、避難場所等の整備促進につきましては、予算確保等の支援を継続しますとともに、新たな避難施設等の要望がございましたら、国との調整も含めまして積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

私の総括説明は以上です。詳細につきましては、各課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 〈漁業管理課〉

◎上田委員長 続きまして、「たい地びき網漁業の漁船の馬力制限を撤廃するよう、取り扱い方針を変更することについて」、漁業管理課の説明を求めます。

◎鍋島漁業管理課長 要望がありました、たい地びき網漁業は、安芸市では県知事の許可を受けた5隻がイワシシラスを対象とする機船船びき網漁業などと兼業しながら、12月から翌年9月までの間、マダイやチダイを対象に操業をしております。県では現在、この漁業で使用する2隻の漁船について推進機関、エンジンの出力を143キロワット以内に制限しておりますが、機船船びき網漁業と同様に、このうちの1隻について制限を解除すれば、機船船びき網漁業の漁船が併用でき、経営の多角化、効率化につながるものと考えております。

しかし、一方でこうした規制の緩和は、この漁業に参入しやすくなることから、操業統数の増加によるマダイ資源への影響や漁場をめぐるトラブルなどが懸念されます。このため、安芸漁業協同組合と高知県漁業協同組合の関係者が、資源の持続的な利用と円滑な漁場の利用に向け、許可統数の上限や1日に操業できる統数の制限などのルールをつくり、皆がこのルールを守ることを確認した上で、この7月に制限の解除についての要望を県に提出をいたしました。県といたしましては、この要望書に基づき、今年25日に予定しております高知海区漁業調整委員会の意見を聞きながら、規制の緩和に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

◎上田委員長 質疑を行います。ございませんか。

(なし)

◎上田委員長 以上で、漁業管理課を終わります。

#### 〈漁業振興課〉

◎上田委員長 それでは、次に、「水産業の振興に関する要望について」、漁業振興課の説明を求めます。

◎三觜漁業振興課長 漁業振興課の取りまとめ項目について御説明させていただきます。

商工農林水産委員会資料の2ページをお願いいたします。黒潮町から水産業の振興にしまして、3項目の要望いただいております、まず1点目の海外巻き網漁対策を初めとする水産資源の保護でございますが、執行部の意見または措置状況の欄で御説明いたしま

す。本年の3月から6月にかけては、県内主要6市場、甲浦、室戸、加領郷、宇佐、佐賀、清水の6市場でございますが、こちらのカツオの水揚げ量が、一本釣り漁業で約174トン、ひき縄漁業で約21トンとなっております。一本釣り漁業では過去20年平均460トンの38%、ひき縄漁業では過去20年平均196トンの11%と、いずれも過去20年間で最低となっております。この不漁の原因は2つあると考えられておまして、1つ目は、日本の南方海域の海水温がことしは例年に比べて低かったため、カツオの北上がおくれたこととでございます。2つ目は、近年の太平洋熱帯域での巻き網漁船によるカツオの漁獲量の急増が、カツオ資源の悪化を招いている可能性が高いこととでございます。太平洋熱帯域での巻き網漁船の漁獲量の急増につきましては、県としても、以前から資源への影響に強い危機感を感じておまして、平成17年から毎年、国に対しまして国際会議の場で資源の適正利用に向けた管理体制を構築するよう提言しておまして、今後も国に対しまして、巻き網漁業の規制強化に向け粘り強く提言してまいりたいと考えております。なお、ことしのカツオの不漁を受けまして、本年5月には、水産庁の担当者、カツオ資源の専門家が本県の漁業者と意見交換会を行いまして、水産庁からは、熱帯水域での巻き網漁業の規制強化など、国際交渉での働きかけを強化していくという意向が示されております。

次に、3ページをお願いいたします。2点目のカツオ活餌の宿毛湾から佐賀漁港への買い回し事業の確立でございますが、措置状況の欄で御説明させていただきます。県では、平成22年1月から始まりました佐賀地域での活餌供給事業が軌道に乗るよう、冷蔵庫や魚函倉庫の整備、活餌の死亡リスクに対応するために創設された基金への補填体制の構築などを支援するなど、カツオの水揚げ促進に向けた取り組みを進めてきた結果、佐賀漁港へのカツオの水揚げ量の増加や沿岸カツオ一本釣り漁業の操業の効率化が図られるなど、一定の効果が上がっております。しかし、佐賀地域での活餌供給事業は、生きたイワシを県外から運搬船で運んでくるため、輸送コストが供給価格に上乗せされ、県外の活餌供給地よりも割高となることや、活餌の需要が高まったときには入手しづらくなるなどの課題がございます。そこで、活餌を県内で安定的に確保するため、平成25年度から独立行政法人水産総合研究センターの公募事業を受託しまして、宿毛湾の巻き網漁業で漁獲されるカタチイワシを活餌として養成する技術の開発に取り組んでおります。また、本年度からは、宿毛湾で養成した活餌を佐賀地域まで低コストで輸送する実証化事業にも取り組んでおります。県としましては、これらの取り組みによりまして、宿毛湾が1日でも早く西日本で有数の活餌供給基地となり、佐賀地域などへの安定的な活餌の輸送体制の構築を図ることで、佐賀漁港でのカツオの水揚げの向上と地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

次に、4ページをお願いいたします。3点目の沈設型魚礁設置事業の再開でございます。措置状況の欄で御説明させていただきます。本県では、県が事業主体の大規模な沈設型魚

礁の設置に関して必要な効果を十分説明することができないことから、平成 16 年度以降はこの設置を休止しております。ただ、漁業を取り巻く環境は、燃油価格の高騰や高齢化の進行などによりまして厳しさを増しております、近場漁場の活用の重要性が高まっております。このため、県では沈設型魚礁の利用促進を図るため、既存の魚礁の設置状況を詳細に調査し、設置位置や形状などの正確な情報を漁業者に提供しております。また、沈設型魚礁の効果の把握に向けましては、高知県漁業協同組合佐賀統括支所の電算システムを利用して、魚礁での漁獲量を調査するとともに、操業船にGPSデータロガーを設置し、各魚礁での滞在時間などの情報収集も行っております。事業再開を客観的に判断するためには、費用対効果の検証が必要となりますので、引き続きこうしたデータの収集と分析に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

◎上田委員長 それでは、質疑を行います。ございませんか。

(なし)

◎上田委員長 それでは、漁業振興課を終わります。

#### 〈漁港漁場課〉

◎上田委員長 次に、「宇佐・新居地区の県漁港区域における避難道、避難場所等の地震・津波対策の整備促進について」、漁港漁場課の説明を求めます。

◎吉本漁港漁場課長 5ページをお願いします。土佐市からの宇佐・新居地区の県漁港区域における避難道、避難場所等の地震・津波対策の整備促進の要望について説明をいたします。

土佐市では、宇佐・新居地区及び竜・井尻地区において、平成8年度から水産庁の補助事業を導入し、順次、避難路や避難広場等の整備を進めてきております。現事業計画においては、新居地区では既に平成19年度に事業が完成し、宇佐地区では平成27年度の完成を目指し、事業を実施しているところでございます。また、平成24年度から、緊急防災・減災事業債の対象事業で、市の財政負担が有利である県危機管理部の津波避難対策等加速化臨時交付金により、避難路の新設や延長・拡幅、避難広場の増設等の整備も進めているところでございます。県としましても、引き続き土佐市との連携を強化し、現在実施中の事業については、予算確保等の支援を継続するとともに、新たな避難施設整備の要望があれば、事業計画づくりや事業化に向けた国との調整など、支援をして行ってまいります。

以上で説明を終わります。

◎上田委員長 質疑を行います。

◎樋口委員 これは、土佐市が県につくってくれと言いうがですか。例えば、地震対策の事業主体は市町村ですよ。市町村がこの平成24年度の事業から充てていたら十分回ると思うんですが、水産庁の補助より緊急の危機管理部の津波対策加速化資金を使ったほう

が有利なのに、水産庁の補助事業をという意味ですか。

◎吉本漁港漁場課長 土佐市におきましては、もともと津波避難対策を漁業集落環境整備事業で実施しております。それで平成 23 年度の東北の震災の後に、再度避難計画等も見直しをしまして、土佐市にとって財政的に有利な危機管理部の交付金が、新たにございますので、それへも並行して両方で整備をしていると、そういうことをございます。

◎樋口委員 つまり、水産庁だったら市の負担が 1 割あるということでしょう。

◎吉本漁港漁場課長 水産庁の今の漁業集落環境整備事業では、市の持ち出しは 30%です。

◎樋口委員 県の津波避難対策等加速化臨時交付金は実質負担ゼロですが、片や 30%と非常な隔たりがあるんですが、それでも、いまだに 30%の負担があるものを使いたい、という話はもうないわけでしょう。

◎吉本漁港漁場課長 今の水産庁の事業で実施計画を入れてますので、その分については水産庁の補助事業で施工して、それ以外の新たな今の避難計画の場所から上への避難路とか新しいタワーとか、そういうことにつきましては危機管理部の予算を使用しているということをございます。

◎金子委員 先ほど、部長から災害報告の説明を受けましたけれども、特に、漁港について最近整備事業が極端に落ちておるということで、特に消波堤の第一線の防波堤が今回の台風でかなり沈下、災害を受けていると思うんですよ。特に市町村の管理の小さい漁港の。少しでも防波堤が崩れると中に船が泊まっておれん小さい漁港がありますので、それを各市町村における災害調査を徹底して、ぜひ被災を受けたところを復旧していただきたい。この際やらないとなかなか新たな改修なんかもできないと思いますので、今回、何十年に 1 回ぐらいの非常に長周期の波が来ちゅうわけですよ。災害がかなり発生しておると思いますので、十分に市町村も調査して、漁港の機能を十分に復旧するような取り組みをぜひお願いします。

◎吉本漁港漁場課長 先ほど部長のほうからも申しましたように、現在調査中のございますけれども、金子委員がおっしゃられましたように、今回の波、このごろになく大きな波のございます。それで第一線の防波堤とかは被害報告も来ております。波がおさまりましたので新たな調査を再度かけてますので、離岸堤とか第一線防波堤が沈んでブロックなんかの沈下等のございますれば、災害対応で検討したいと思いますので、よろしくお願ひします。

◎上田委員長 それでは、以上で、質疑を終わります。

以上で、水産振興部を終わります。執行部の皆様大変お疲れさまでございました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで本日の委員会を閉会といたします。

(12 時 07 分閉会)